

令和6年度 吉野保健所健康危機対処計画（感染症編） 改訂のポイント

ページ数	項目	改正前	改正後	
			事項	内容
P30 図27 吉野保健所の感染症対策本部の設置について	感染症対策本部の役割	記載なし	図27に追加	役割 1, 発生状況、業務量、人員体制、県・他保健所の対応状況の把握、共有 2, 各種対策の方針の協議、決定（BCP発動・解除の判断を含む） 3, 本庁対策本部や関係機関との連携
P38 Ⅱ 健康危機対処計画（感染症編） 3 感染状況に応じた取組 組織体制・受援体制 海外や国内で新たな感染症等が発生した時	BCP発動基準、解除基準	記載なし	記載を追加	感染症対策本部にてBCP発動を速やかに検討開始。
P38 Ⅱ 健康危機対処計画（感染症編） 3 感染状況に応じた取組 組織体制・受援体制 感染が収まった時期	BCP発動基準、解除基準	記載なし	記載を追加	感染症対策本部にてBCP解除を検討し、段階的に発動。
P38 Ⅱ 健康危機対処計画（感染症編） の後にページ追加	BCP発動基準、解除基準	記載なし	新たに項目と記載を追加	4 BCP発動基準、解除基準 BCP発動は、感染症対策本部にて早期より検討を始める。 検討の際は、「P30表6 吉野保健所における流行初期の業務量の想定（第6波の実績数）」の2週目相当の業務量をBCP発動基準として踏まえる。実際にBCPを発動/解除する場合は、感染状況と業務量の増減、人員体制を総合的に判断し段階的に行う。 また奈良県業務継続計画の所管部署（総務部 知事公室 防災統括室）及び関係部局と連携、協議も必要である。